



■事業再構築補助金の交付を受けた場合の圧縮記帳の適用■

新型コロナウイルス感染症の影響により新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する事業者に対し、事業再構築補助金の交付支援が行われています。国庫補助金等の交付を受けた場合と同じように事業再構築補助金についても、独立行政法人中小企業基盤整備機構から圧縮記帳の適用可能であることが公表されていますが、対象となるのはあくまでも固定資産の取得に充てられた部分の金額であり、技術導入費、専門家経費等の固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については圧縮記帳の対象となりませんのでご注意ください。

【補助対象経費一覧】

建物費	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 専ら補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設・改修に要する経費</li> <li>② 補助事業実施のために必要となる建物の撤去に要する経費</li> <li>③ 補助事業実施のために必要となる賃貸物件等の原状回復に要する経費</li> <li>④ 貸工場・貸店舗等に一時的に移転する際に要する経費（貸工場・貸店舗等の賃借料、貸工場・貸店舗等への移転費等）</li> </ul>
機械装置・システム構築費	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費</li> <li>② 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用に要する経費</li> <li>③ ①又は②と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費</li> </ul>
技術導入費	本事業遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費	本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費
運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
クラウドサービス利用費	クラウドサービスの利用に関する経費
外注費	本事業遂行のために必要な加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費
知的財産権等関連経費	新製品・サービスの開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費
広告宣伝・販売促進費	本事業で開発又は提供する製品・サービスに係る広告（パンフレット、動画、写真等）の作成及び媒体掲載、展示会出展（海外展示会を含む）、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、マーケティングツール活用等に係る経費
研修費	本事業の遂行のために必要な教育訓練や講座受講等に係る経費